

点検支援アプリ作成時における課題とスケジュール

点検基準・点検要領における規定内容について

点検基準

○消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（昭和50年消防庁告示第14号）

●別表第33 特定小規模施設用自動火災報知設備の点検基準

1 機器点検

(9) 連動機能(連動型警報機能付感知器により構成される特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けないものに限る。)

・確実に連動していること。

(10) 無線機能(無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。)

・無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。

点検要領

○消防用設備等の点検要領の全部改正について（平成14年消防予第172号）

●第33 特定小規模施設用自動火災報知設備

1 一般的留意事項

(1)～(4) 略

(5) 自動試験機能を有するものは、当該試験機能に係る項目については省略することができる。

(6) 自動試験機能を有するものには、連動型警報機能付感知器(自動試験機能等対応型感知器であるものに限る。)により構成されるもの並びに連動型警報機能付感知器(自動試験機能等対応型感知器であるものに限る。)及び中継器により構成されるものを含む。

2 機器点検（連動機能と無線機能を抜粋）

点検項目	点検方法	判定方法
・連動機能 (連動型警報機能付感知器により構成される特定小規模施設用自動火災報知設備のうち、受信機を設けないものに限る。)	所定の操作により確認する。	すべての連動型警報機能付感知器が連動していること。
・無線機能 (無線式の特定小規模施設用自動火災報知設備に限る。)	所定の操作により確認する。	ア 無線式の感知器、中継器、地区音響装置及び発信機の通信状態が正常であること。(イに掲げるものを除く。)イ 定期通信の状態保持機能により確認できるものにあつては、異常が記録又は保持表示されていないこと。

- 
- 「連動機能」と「無線機能」の点検方法や判定方法の記述が曖昧で、具体的な点検方法が不明瞭。
 - アプリにおいて点検方法の一例として示すものが、点検要領等から読み取れない。

実際の点検方法及びアプリにおける対応について

各製品の点検方法

- 現在、特定小規模施設用自動火災報知設備（受信機を設けないもの）を出荷しているメーカーは、3事業者ある。
- どのメーカーの製品も、連動型警報機能付感知器に試験ボタンがあり、当該試験ボタンを長押し又は短押しすることにより、機能に異常がないかどうかを確認することが可能である。
- ただし、長押し又は短押しの操作により、どのような機能が確認できるか、正常時又は異常時にどのようなメッセージが流れるか等は共通化されていない。



以上を踏まえ、アプリにおける連動機能及び無線機能の確認方法としては、

登録する感知器の型式番号等からメーカーを判断し、メーカー毎の点検方法 とする。

※ 「メーカーによっては点検時に火災警報が鳴動してしまうことについて、予め在館者に周知する等」の注意事項を記載することが必要。

※ 今後の各メーカーの製品仕様の変更等を踏まえて、連動機能・無線機能に係る点検方法及び判定方法について必要に応じて更新することが必要。

今後のスケジュール

令和2年4月より試行的に運用を開始し、消防本部や点検業者等の意見を踏まえて必要に応じて改修し、同年10月目途で本格運用の開始を目指す。